

大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針 改定【概要】

一. 中長期的な人材育成の観点から特に学部設置等の支援が必要と認められる分野（特定成長分野）

特定成長分野は、

- ・ 政府全体の戦略・方針(科技イノベ基本計画等)に掲げられているデジタル・グリーンをはじめとした成長分野や**AI、半導体、量子、造船、バイオ、航空等の経済成長の実現に資する重点分野**であり、
- ・ 学位分野としての理学関係・工学関係・農学関係分野（いずれかの学位分野を含む融合分野も可）とする。

我が国の大学における文理分断構造の転換に向け、高校教育とも連動して、理工・デジタル系人材の育成を更に加速
→ 既存基金の残高と合わせ、**約1,000億円規模で本基金を再始動**

二. 選定方法に関する基本的な事項 ※詳細は基本指針に即して機構が設定

○機構は、大学（学部・大学院を置くもの）・高専に対し、以下の助成を実施

支援1：学部再編等による特定成長分野への転換等支援（※継続分） [対象：私立・公立の大学の学部・学科]

特に大規模大学における文理横断の学部再編等支援（大規模文理横断転換支援） [対象：私立・公立の大学の学部・学科]

支援2：特定成長分野のうちデジタル分野や**重点分野の人材の確保に向けた機能強化支援**
[対象：国公私立の大学（大学院段階の取組を必須）・高専（学科・コース等）]

受付期間 令和14年度までに集中的に受け付け（支援2は**令和10年度まで**を基本）

選定方法 資格要件：修学支援新制度の機関要件と同様の財務状況や収容定員充足率、
社会における具体的な人材ニーズ、**大規模文理横断転換支援に関しては、既存の文系学部の教育の質向上を図る観点から、文系学部の入学定員減等**
審査の観点：学生数拡充、学生確保の見通し、企業・自治体等との連携、初中段階との連携、女子学生確保等

➤ **大規模文理横断転換支援については、執行プロセスの抜本的な改革も実施**

文部科学省に設置する有識者による委員会等を通じ、申請の事前段階から大学・高等専門学校との対話や伴走支援を実施し、質や実現可能性の高い取組構想を厳選する仕組みを新たに導入



三. 交付方法に関する基本的な事項 ※詳細は基本指針に即して機構が設定

○支援区分ごとの対象とする取組の計画の内容等に応じ、最長10年間の支援

支援1：検討・準備段階から学部の完成年度までを支援（施設設備整備費等の初期投資を中心）
定率補助・20億円程度まで（早期実施、総定員の増加を伴わない取組を優遇）

⇒ **大規模文理横断転換支援は40億円程度まで（支援対象経費に土地取得費や教員人件費等を追加）**

※既存の文系学部の教育の質の向上に向け、**ダブルメジャーを導入するなど、高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援**

支援2：大学院・高専の機能強化の取組を長期支援（施設設備整備費、人件費等）
定額補助・10億円程度まで

⇒ **情報系分野の高専新設・転換の場合は20億円程度まで**